

新潟市犯罪被害者等支援条例（素案） 概要

第1章 総則 第1条 目的 第2条 定義 第3条 基本理念 第4条 市の責務 第5条 市民の責務 第6条 事業者の責務 第7条 民間支援団体の役割	第2章 推進体制の整備等 第8条 犯罪被害者等支援に関する計画 第9条 犯罪被害者等支援推進会議の設置等 第10条 関係機関等の連携体制 第11条 財政上の措置 第12条 意見の反映
---	---

第3章 基本的施策

条	項目	具体的施策のイメージ
第13条	相談及び情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談窓口の設置 ・支援メニューなど必要な情報提供 ・専門家や専門相談窓口の紹介 ・弁護士による相談
第14条	心身に受けた被害及び影響からの回復	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士等によるカウンセリング ・保健医療サービス、福祉サービスの提供
第15条	日常生活の支援及び配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・家事・介護ヘルパーの派遣 ・一時保育 ・教育を受けるための支援
第16条	安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所による保護 ・防犯指導及び助言 ・個人情報の適切な取り扱い
第17条	居住の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅優先入居 ・転居費用の援助
第18条	雇用の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への啓発 ・就労に対する支援
第19条	経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携した見舞金の支給など ・資金の貸付制度（無利子）の創設
第20条	市民等の理解の増進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動、啓発活動を通じた理解の促進
第21条	教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動を通じた理解の促進
第22条	人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・相談や支援に携わる専門人材の育成
第23条	民間支援団体等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体等への補助 ・情報の提供
第24条	支援を行わないことができる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を行わないことができる場合について規定

第4章 雑則

第25条 委任